

令和七年十一月十八日

令和七年度 全国建設業協会要望

（国土強靱化・社会資本整備を着実に推進し、
地域建設業がその社会的使命をこれからも果たしていくために）

一般社団法人 全国建設業協会

地域建設業は、地域の社会資本の整備や維持管理のみならず、災害発生時には最前線で災害対応を担う「**地域の守り手**」であると同時に、地域経済と雇用の下支えをする地域の基幹産業として「**地方創生**」のための重要な役割も担っています。

近年の地域建設業を取り巻く状況は、**公共建設投資の横ばいが続き、実質投資額が減少**している中で、**資機材価格の高騰や人件費上昇の影響等**によって倒産が増加する等地域建設業の経営環境は厳しさを増しています。一部で建設業界に施工余力が乏しいとの主張が見られますが、これは全くの誤解であり、実質事業量の減少に苦しんでいるのが実態です。

また今年も、地震、豪雨、豪雪、台風等による**大規模な災害が全国各地で発生**しました。自然災害の激甚化・頻発化の傾向は顕著であり、さらに切迫する南海トラフ巨大地震等への対応も喫緊の課題となっています。

私ども全国建設業協会では、従来から、このような自然災害への防災・減災対策を最優先かつ喫緊の課題と捉え、国土強靱化に寄与する社会資本整備の重要性、緊急性を訴えてきました。地域の安全・安心を担う地域建設業が、**魅力ある憧れの産業として、その社会的使命を果た**していくためには、何より健全で安定したサステナブルな経営を続ける必要があります、そのため

には、**公共事業の實質事業量の増額確保**と、将来に向けた経営の見通しが立つ**長期的な事業計画**が必要不可欠です。

本会では、**新三K（給与、休暇、希望）＋K（かっこいい）の実現**に向け、時間外労働の上限規制の適用を踏まえた「二十三六〇（ツープラスサンロクマル）運動」、「適正工期見積み運動」、「目指せ！建設現場 土日一斉閉所運動」を展開しているほか、賃上げ（技能者については、今年は概ね六％超）、ICTの活用、DXの推進、広報活動等に取り組んでおりますが、年々深刻化する猛暑や豪雨・豪雪等過酷化する気象条件は建設業の働き方に大きな影響を及ぼしています。これら担い手の確保、生産性の向上に係る課題の解決には、**公共工事等の発注者側の理解と連携・協力が必須**であります。

このような状況を背景として、本会は、本年十月に、全国九ブロックにおいて、地域懇談会・ブロック会議を開催し、その総意として、左記のとおり意見を取りまとめました。諸事情をご賢察の上、その実現に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

記

一、 第一次国土強靱化実施中期計画に基づく防災・減災、国土強靱化を着実かつ早急に進めるため、(同計画二十兆円強の二分の一を公共事業費と想定すると)初年度には少なくとも二兆円を上回る公共事業費を令和七年度補正予算を含めて確保すること。また、補正予算の速やかな成立を図ること。

令和八年度予算において、今年度の六一兆円を大きく上回る公共事業関係費を確保すること。その際、資機材価格の高騰や人件費の上昇によるコストアップ分はもとより、高市内閣が掲げる「危機管理投資・成長投資による強い経済」を実現するために必要な事業量を上乗せすること。

活力ある地方創生のため、地方に公共事業予算を重点配分すること。

二、 資機材価格の高騰による地域建設業の経営の悪化を防ぐため、公共工事において、直近

の実勢価格を予定価格に適切に反映すること。また、価格調査機関に適時適切な調査を指導すること。契約後の資機材価格高騰に対しては、スライド条項の運用や設計変更での適切な対応を図ること。また、これらについて、地方公共団体への徹底を図るとともに、地方公共団体における円滑な価格変更に資する「議会の委任による長の専決処分」の議決を進めるよう指導すること。スライド条項については、手続の簡素化、一％又は一・五％の受注者負担の撤廃又は軽減を図ること。

さらに、民間発注者に対しても、改正建設業法の趣旨が十分理解され、資機材価格の高騰等に伴う価格変更協議が円滑に行われるよう、指導基準の明確化及び指導の徹底を行うこと。

三、 入札制度のデフレ構造を抜本的に改善し、労務費の行き渡りと適正な利潤を確保するため、予定価格の上限拘束の撤廃又は予定価格の決定方法の見直し（例えば、積算価格への上乘せ等）を図るとともに、低入札価格調査基準及び最低制限価格の上限枠（0.92）、一般管理費等の算入率（0.68）の引上げ、労務費等のダンピングを行う応札者の排除

などに取り組むこと。

小ロットの工事の実態を反映した歩掛りを国土交通省主導で策定し、地方公共団体への普及を図ること。

地域建設企業が健全で安定的な経営を続けるため、改正品確法及び「発注関係事務の運用に関する指針」を全ての公共工事発注者に周知徹底すること。

PFIが品確法逃れとならないよう、公共工事を含むPFI事業の発注についても、同法を準用して、工事の品質の確保が図られるよう措置すること。

地域に密着した建設企業による円滑な施工が望ましい維持管理工事や災害復旧工事等については、適切な地域要件の設定や随意契約等を積極的に活用するなどして、地域建設企業の受注機会の拡大を図ること。

地方自治体の技術系職員の不足に対応するため、受発注業務を含めた「**地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）**」を積極的に活用して老朽化が進むインフラの適切な維持管理を行うこと。

能登半島において、速やかに復興係数等の被災地特例を措置するとともに、東日本大震

災の被災地における被災地特例については、継続又は段階的な措置を講じること。

四、 昨年四月に始まった時間外労働の上限規制を踏まえ、休日、準備期間、天候等を考慮し

た**適正な工期の設定**、予算の繰越手続、債務負担行為の活用等による**施工時期の平準化**、用地取得や関係機関協議の調った後での**精度の高い設計に基づく発注等**に取り組むこと。また、設計と現場実態が異なった場合には速やかに設計変更を行うこと。

週休二日制工事の普及促進を図るとともに、休日が増えても労働者の減収とならないよう、**設計労務単価の抜本的な見直し**（例えば、月給制前提の制度化等）や補正係数の引上げ等を行うこと。

酷暑、積雪など工事に適さない期間や時間帯が増加していることを踏まえ、**柔軟な働き方を可能とする変形労働時間制の見直し**（例えば、事後申請の容認等）を検討すること。これを含め、時間外労働の上限規制等の導入から一年半が経過し諸々の課題が生じているため、制度の再検証により**労働法制の見直し**を検討すること。

「地球沸騰化」による夏場の過酷な屋外作業の現状に鑑み、W B G T 値に基づく休憩・

休止の増加等の作業効率の低下を踏まえた夏季歩掛りの設定、熱中症対策の拡充、工期の延長とそれに伴う増加経費の計上を行うこと。

準備や後片付け、移動、手待ち時間などの労働時間算入の厳格化に伴い、（一日八時間作業を前提とした）標準歩掛りの見直しを行うこと。

時間外労働時間の削減には工期の適正化が特に重要であり、中央建設業審議会が勧告した「**工期に関する基準**」について、民間発注者を含む全ての発注者及び設計を行う建築士事務所等に対して**周知徹底**するとともに、さらに実効性を高める取組を行うこと。

国庫補助事業における適正な工期の確保のため、許認可や補助額の変更に係る協議の迅速化、これらが遅れた場合の円滑な工期の延長を進めること。

また、時間外労働が特に多い現場技術者の労働時間を削減するため、**工事書類の更なる簡素化**及び公共発注機関間における**書式の標準化・統一化**を進めるとともに、設計変更に係る業務の受発注者間の役割分担の適正化を図ること。

さらに、建設業法、労働安全衛生法、道路交通法等における提出書類の簡素化に取り組むこと。

五、技能者の賃上げに必要な**設計労務単価の更なる引上げ**を行うこと。この場合、全国統一の設計労務単価による地域間格差の解消を念頭に入れつつ、調査や決定方法、予算決算及び会計令の規定等の見直しも含め検討すること。

技能者の生涯年収の増加のため、**建退共に複数掛金制度を導入し、退職金の増額を図ること。**

また、技術者等技能者以外の賃上げ（及び建設ディレクター等の新たな雇用）に必要な**現場管理費及び一般管理費の引上げ**を行うとともに、積算における別枠計上を検討すること。

総合評価落札方式における**賃上げ加点措置**については、**廃止**するか、それができない場合でも賃上げの実績を事後に評価することや複数年で評価すること等、**企業にとってリスクの少ない方式**に改めること。

さらに、資金調達金利の上昇、手形のサイト短縮・廃止等による企業の資金繰りの悪化に対応するため民間発注者を含めた**工事代金支払の迅速化、前払い制度の拡充等支払条件**

の改善等を図ること。

六、 **建設キャリアアップシステム**については、同システムによる技能者の処遇改善が実効性

のあるものとなるよう、**カードのレベルアップに応じた設計労務単価の引上げ、多能工の位置づけの明確化、技能者に必要な全ての資格情報のカードへの登載等に取り組むこと。**

また、中小規模の建設現場でもキャリアアップシステムを使った現場管理がメリットとなるよう、システム・制度の改善を進めること。

さらに、加入企業、登録技能者の負担軽減のため、登録、機器導入等についての公共工事の積算計上、国費等での助成、登録手続の簡素化等を行うこと。

建退共について、建設キャリアアップシステムとのポイント連動、複数掛金の制度化のためにも、その**電子申請化を推進**すること。

七、 全国の現場での生産性向上を図るため、**中小建設企業へのICT施工の普及とBIM／**

CIMの拡大に向けて、中小規模のICT活用工事における積算基準の見直し、ICT活

用工事の手引きの作成、講習会の開催や知識習得に係る支援を行うとともに、ICT等の設備投資に資する建設市場整備推進事業費補助金について、その継続・拡充、申請手続の簡素化を行うこと。

また、遠隔臨場による監督・検査や受発注者間のASP方式による現場情報共有、書類の標準化・簡素化等、更なるDX化を通じた施工管理の効率化に公共発注機関全体で取り組むこと。さらに、地域における建設資材（生コン等）の供給体制等の維持に配慮しつつ、コンクリート構造物等のプレキャスト化を推進すること。

地方における担い手不足の状況を踏まえ、新技術の活用等による省人化を施工法の比較・検討における評価項目に入れること。

八、災害時の応急復旧活動中に発生した労働災害について、役員が労災保険の対象外であることを踏まえ、災害協定等での補償による救済措置を検討すること。さらに、その発生により入札や法定外保険料を含め、保険掛金等のデメリットが生じることのないようにすること。

災害関連工事以外の工事において「不可抗力」により生じた損害額について、公共工事標準請負契約約款における受注者による請負代金額の1%負担を撤廃すること。

災害復旧工事等の技術者専任要件を緩和すること。 災害対応に伴い止めざるを得なくなる他の現場の工期延長や増加経費の補償を検討すること。

災害や除雪に備えて待機した現場従事者の労務費について、出勤に至らなかった場合等においても発注者が負担する仕組を検討すること。

除雪作業について、試行中の少雪時の固定費積算計上を恒常化するとともに、試行結果を検証し、必要に応じて更なる拡充を進めること。

また、除雪時のオペレータの担い手育成のため、車両系建設機械運転技能講習の受講や大型特殊免許の取得等への支援を検討すること。

さらに、**国、都道府県、市町村が連携した一元的・包括的な指示の実現、広域支援体制の整備等、**災害緊急対応の円滑化を図るとともに、行政機関と建設企業が災害情報を共有できるシステム整備に取り組むこと。

九、 「地域の守り手」である地域建設業の災害発生時の地域に貢献する（かっこいい）活躍が広く国民に周知されるよう、国土交通省のTEC-FORCE広報班が自省職員のみならず、TEC-FORCEパートナーとなる地域建設企業の復旧作業に取り組む姿を撮影・広報する、災害協定において発注者による出動した建設企業の撮影・広報についても規定する等、**官民が連携して積極的な広報に取り組むこと。**

このほか、社会資本整備や災害対応等の**地域建設業のエッセンシャルワーク**としての役割の周知が、若年者及び女性の入職促進に活かされるよう、様々な広報戦略を検討すること。

十、 地域建設業への若手技術者等の入職を促進するため、**高校等の建築・土木系学科の維持・拡充、普通科における就職支援コースの導入等**に、産学官の連携により取り組むこと。

女性の入職・定着を図るため、**女性がより一層働きやすい現場環境の整備**（空調機能有する水洗トイレや専用の更衣室等の設置）の推進及び必要な経費を積算へ反映すること。
出産、育児、介護等の休暇取得機会の増加等柔軟な働き方に対応するため、**技術者交代**

の際の運用基準の緩和、明確化等制度が活用しやすい環境を整備すること。

また、外国人労働者の確保・定着、地域との共生のため、国が主導して日本語やスキルの習得、生活習慣の理解を推進することや各企業で行っている日本語教育に公的支援を行うとともに、特定技能二号への移行をさらに円滑にすること。

育成就労外国人については、転籍が大都市集中を促さないようにすること、育成に要した費用を転籍先に補償してもらう必要があること等を踏まえて制度設計すること。

一般社団法人 全国建設業協会 会長 今 井 雅 則

一般社団法人 北海道建設業協会 会長 岩 田 圭 剛

一般社団法人 青森県建設業協会 会長 鹿 内 雄 二

一般社団法人	岩手県建設業協会	会長	向井田 岳
一般社団法人	宮城県建設業協会	会長	千葉 嘉春
一般社団法人	秋田県建設業協会	会長	北林 一成
一般社団法人	山形県建設業協会	会長	太田 政往
一般社団法人	福島県建設業協会	会長	長谷川 浩一
一般社団法人	茨城県建設業協会	会長	石津 健光
一般社団法人	栃木県建設業協会	会長	谷黒 克守
一般社団法人	群馬県建設業協会	会長	青柳 剛
一般社団法人	埼玉県建設業協会	会長	小川 貢三郎
一般社団法人	千葉県建設業協会	会長	石井 良典
一般社団法人	東京建設業協会	会長	乗京 正弘
一般社団法人	神奈川県建設業協会	会長	渡邊 一郎
一般社団法人	山梨県建設業協会	会長	浅野 正一

一般社団法人	新潟県建設業協会	会長	福田勝之
一般社団法人	長野県建設業協会	会長	木下修
一般社団法人	岐阜県建設業協会	会長	各務剛児
一般社団法人	静岡県建設業協会	会長	石井源一
一般社団法人	愛知県建設業協会	会長	高柳充広
一般社団法人	三重県建設業協会	会長	竹上亀代司
一般社団法人	富山県建設業協会	会長	大橋聡司
一般社団法人	石川県建設業協会	会長	鶴山庄市
一般社団法人	福井県建設業協会	会長	山本厚
一般社団法人	滋賀県建設業協会	会長	奥田克実
一般社団法人	京都府建設業協会	会長	小崎学
一般社団法人	大阪建設業協会	会長	銭高久善
一般社団法人	兵庫県建設業協会	会長	三木健義

一般社団法人	奈良県建設業協会	会長	山	辺	元	康
一般社団法人	和歌山県建設業協会	会長	中	井	賢	次
一般社団法人	鳥取県建設業協会	会長	山	根	敏	樹
一般社団法人	島根県建設業協会	会長	平	塚	智	朗
一般社団法人	岡山県建設業協会	会長	荒	木	雷	太
一般社団法人	広島県建設工業協会	会長	檜	山	典	英
一般社団法人	山口県建設業協会	会長	中	村	高	志
一般社団法人	香川県建設業協会	会長	森	田	紘	一
一般社団法人	徳島県建設業協会	会長	西	村		裕
一般社団法人	愛媛県建設業協会	会長	浅	田	春	雄
一般社団法人	高知県建設業協会	会長	國	藤	浩	史
一般社団法人	福岡県建設業協会	会長	松	山	孝	義
一般社団法人	佐賀県建設業協会	会長	松	尾	哲	吾

一般社団法人	長崎県建設業協会	会長	根 眞悟
一般社団法人	熊本県建設業協会	会長	前 川 浩 志
一般社団法人	大分県建設業協会	会長	友 岡 孝 幸
一般社団法人	宮崎県建設業協会	会長	藤 元 建 二
一般社団法人	鹿児島県建設業協会	会長	藤 田 護
一般社団法人	沖縄県建設業協会	会長	津 波 達 也